令和5年度第1号生物多様性保全回復施設整備事業業務委託特記仕様書

1. 業務名

令和5年度第1号生物多様性保全回復施設整備事業業務委託

2. 業務の目的

外来生物法で特定外来生物に指定されたオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ等の侵略的外来水生植物は、琵琶湖や内湖、河川等で分布範囲を広げ大規模に繁茂し、生態系や漁業等への深刻な影響が懸念されたため、平成26年度から積極的な駆除を進め、生育面積を大幅に減少させ、低密度管理に移行している。本業務では、これらの外来水生植物を対象に、琵琶湖国定公園域外の特定の地域において、主に巡回・監視作業を実施し、分散リスクの高い群落・個体を駆除するとともに、駆除困難箇所に対して遮光シートを敷設する作業を行うことにより、低密度状態を持続させることを目的とする。

なお、この目的の達成のため、滋賀県(以下、「甲」という。)は、本業務を受託者(以下、「乙」という。)に委託する。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年8月18日(金)まで

4. 業務内容等

(1)業務の概要

本業務では、乙は、侵略的外来水生植物のうちオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリの3種(以下、「水草」という。)を対象とし、原則として「監視区域図」に示された区域(監視区域)において、巡回・監視しながら対象となる水草の生育状況(群落の位置、サイズ(長径×短径、または GPS によるポリゴン)、被度を記録するとともに、成長・分散のリスクの高い群落を除去すること、および中御霊谷池(大津市)、藁園地先の圃場(高島市)、びわこ地球市民の森(守山市)の3箇所において、遮光シートを設置し生育する水草を被覆することで確実に枯死させるものとする。なお、本業務における巡回・監視は、これまでに遮光シートを敷設したり侵入・拡大防止フェンスを設置したりした箇所を含む区域を中心に実施し、設置した施設の状況や周辺水域における水草の生育・枯死状況の確認作業を行うものとする。

巡回・監視において除去の対象とするのは、基本的に<u>水際や水面・水中に茎葉を伸ばした</u> <u>分散リスクの高い個体・群落</u>とする。陸生やヨシ等と混生する個体・群落など完全な除去が 技術的に難しいが分散リスクが比較的低いと想定されるものは、除去の対象とはしない。

監視区域を対象にした巡回・監視作業は工期内に1回行うことを目安に、工期終了時において分散リスクの高い状態にある水草の群落・個体を完全に駆除することを成果実績とする。 工程等に変更が必要な場合はあらかじめ甲の承諾を得ることとする。

本業務による巡回・監視作業は、設定したルートに沿って作業を進めるため、ルート起点まで運搬した小型船を運び入れ、ルート沿いに水面移動させ、除去された水草を小型船上に回収することを基本とし、作業船の搬入出・操船を担当し現場を監督するオペレーター1名と作業員2名で構成される計3名を作業ユニットとする。作業するのに必要な延べ操業日数としては47日以上とし、事業全体の駆除量と処分量をそれぞれ3.3 t (1日 70kg)以上、1.5 t (駆除量の40%)以上として設計している。なお、作業場所の特徴によって作業ユ

ニットは合理的・順応的に変更できるものとし、作業に従事した人日数が設計作業日数の3 倍以上であればよいものとする。また、駆除量と処分量はあくまでも設計上の目安の数値であり、それを下回る見通しとなった場合には乙は甲に連絡し、確認を得るものとする。

巡回・監視作業や駆除作業で回収した水草は、発生地となる市ごとに以下の表に示す仮置 き場、処理場へ運搬して事業系一般廃棄物として焼却処分することとする。

市	仮置き場	処分場
大津市	大津市防災拠点岸壁	大津市北部クリーンセンター
	(大津市苗鹿)	(大津市伊香立北在家町)
草津市	草津防災ひろば	草津市立クリーンセンター
	(草津市志那町)	(草津市馬場町)
守山市	同上(草津市で発生したものと	もりやまエコパーク
	分ける)	(守山市環境学習都市記念公園)
野洲市	(仮置きせず直接処分場へ持ち	野洲クリーンセンター
	込み)	(野洲市大篠原)
彦根市	米原雪寒基地	彦根市清掃センター
	(米原市磯)	(彦根市野瀬町)
米原市	米原雪寒基地	湖北広域行政センター クリスタル
	(米原市磯)	プラザ (長浜市八幡中山町)
長浜市	南浜漁港南側の空き地	湖北広域行政センター クリスタル
	(長浜市南浜町)	プラザ (長浜市八幡中山町)
高島市	仮置き用確保の県有地	高島市環境センター
	(高島市新旭町饗庭)	(高島市今津町途中谷)

(2)事業計画の作成

本業務において乙は、実際の駆除等の作業に先んじて、業務全体を適正かつ円滑に遂行するための事業計画を事業受託後速やかに作成し、甲とその内容について確認・協議を行う。この事業計画では、①監視区域図に示されている区域を対象に、定められた頻度で巡回・監視を行い、分散リスクの高い群落・個体が発見された場合にただちに駆除する方法、②駆除した水草の仮置き場への運搬およびそこでの乾燥のための保管方法、および③遮光シートの敷設対象箇所を現地確認のうえ仕様書に定めた遮光シートと固定器具を用いた適切な敷設方法を定める。

(3)水草の駆除等

乙は、作成した事業計画に基づき、監視対象箇所の巡回・監視において、対象の水草が分散リスクの高い状態で発見された場合、以下の項目に留意して駆除を行う。なお、業務の実施にあたっては、提出のあった企画提案書に記された内容を遵守すること。

- ① 監視区域を対象として、工期中に1回の頻度を目安として巡回・監視を行う。(なお、本事業の工期後の後の巡回・監視は、生物多様性保全施設整備交付金による事業で実施する予定である。)
- ② 発見された分散リスクの高い水草の群落・個体の駆除は、水面上や水中に展開する葉や 茎だけでなく、水底に伸びた根の部分を含む植物体全体をできるだけ残さずに除去する 方法を採用するものとする。また、作業後に根や茎の部分が水底に残っていないことを

確認する。

- ③ 巡回・監視において、分散リスクが高い状況にありながら特別に駆除が困難な群落については、その対応について甲と協議し、駆除せずに残す場合には承認を得ること。
- ④ 駆除作業の現場では、水草の断片が拡散して分布域の拡大を招くことのないようにする ため、必要に応じて、作業場所の周辺の水面をフェンス等で囲うとともに、葉や茎の断 片を駆除現場に残さないよう、柄付きの網等を用いて丁寧に取り除く。
- ⑤ 巡回・監視作業や駆除作業で回収した水草については、発生した市ごとに所定の仮置き 場へ運搬する。
- ⑥ 仮置きの際には、強風などによる飛散を防止するため、水草の表面をビニールシート等で覆う。
- ⑦ 仮置き場へ運搬した水草は均一に平たく伸ばして置き、十分に乾燥させる。そのため、 定期的に上下を入れ替えるなど乾燥を促す。
- ⑧ 仮置き場で十分乾燥させた水草は、それぞれ発生した市の取り決めに従ってクリーンセンター等へ運搬し、事業系一般廃棄物として焼却処分することを基本とする。ただし、クリーンセンターの状況により市内での処理が困難である場合には、越境協議を行い市外の処分場へ運搬のうえ処理する。
- ⑨ 仮置き場から処分場までの水草の運搬は、トラック等の自動車を用いる。また、水草が特定外来生物に指定されていることから、荷台の水草をビニールシート等で厳重に覆い、運搬中に植物の断片や種子が飛散および落下しないようにする。
- ⑩ 作業の実施に際しては作業日ごとに作業日誌を作成する。特に、駆除を実施した区域・ 群落の位置とその面積(長径×短径、または GPS のポリゴンデータ)・被度、および仮 置き場に搬入する際の重量、処分場への搬入の際の重量を記録して、水草の駆除・処分 に関する量的な状況把握を適切に行うとともに、駆除作業の効率に関する基礎情報とし て、駆除にかかる各種作業についての従事者数と所要時間を記録する。また、日誌には、 駆除前後の作業現場の状況変化がわかるような記録写真、駆除区域の概略の位置を特定 する図面、各作業の状況を記録する写真等を添付する。
- ① 巡回・監視および水草の駆除等にかかる一連の作業は、より効果的・効率的な手法を検 討しながら実施し、必要に応じて、甲と乙が協議を行い、順応的に改善を行うものとす る。
- ② 駆除着手前に事業計画について、監督職員と協議のうえ実施すること。
- ③ 遮光シートの敷設作業に当たっては、各箇所とも着手時点と作業完了後の現場状況の確認を甲の立会のもとに行うこと。

(4) 実績報告

乙は、本委託業務の完了後、下記書類を速やかに甲に提出すること。

① 業務報告書(A4)

- 2部
- ・駆除計画と、それに基づく駆除結果について整理したもの。
- ・作業日ごとの日誌(各地区の図面、駆除前後の写真、作業状況)
- ・運搬・処分作業等の状況について記録したもの。
- ・遮光シートの敷設計画と、それに基づく設置結果について整理したもの。
- ② 電子データ (図面・写真等)
- 1式

5. 業務管理

(1)作業計画

乙は、契約期間内に業務を完了するように作業計画を立て、業務計画書を作成し、甲の 監督職員の承諾を得る。

(2) 業務管理

乙は、業務の円滑な推進を図るために十分な経験を有する作業責任者を配するものとし、 作業責任者は業務の全般にわたり技術管理を行う。

(3) 打合せ

本業務の打合せは、最低限、着手時、事業計画提出時、成果品納入時の3回に加え、事業計画の変更等、必要に応じて随時行うものとし、原則として作業責任者が立ち会うものとする。また、乙は、打合せの記録簿を事後に提出すること。

(4) 法令の遵守

乙は、本業務を遂行するにあたっては、必要な関係法令を遵守する。

(5) 守秘義務

乙は、本業務の遂行上知り得た事項を、他人に漏らしてはならない。ただし、甲の承諾 を得た場合は、この限りではない。

6. 不当介入の排除

甲の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について (「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

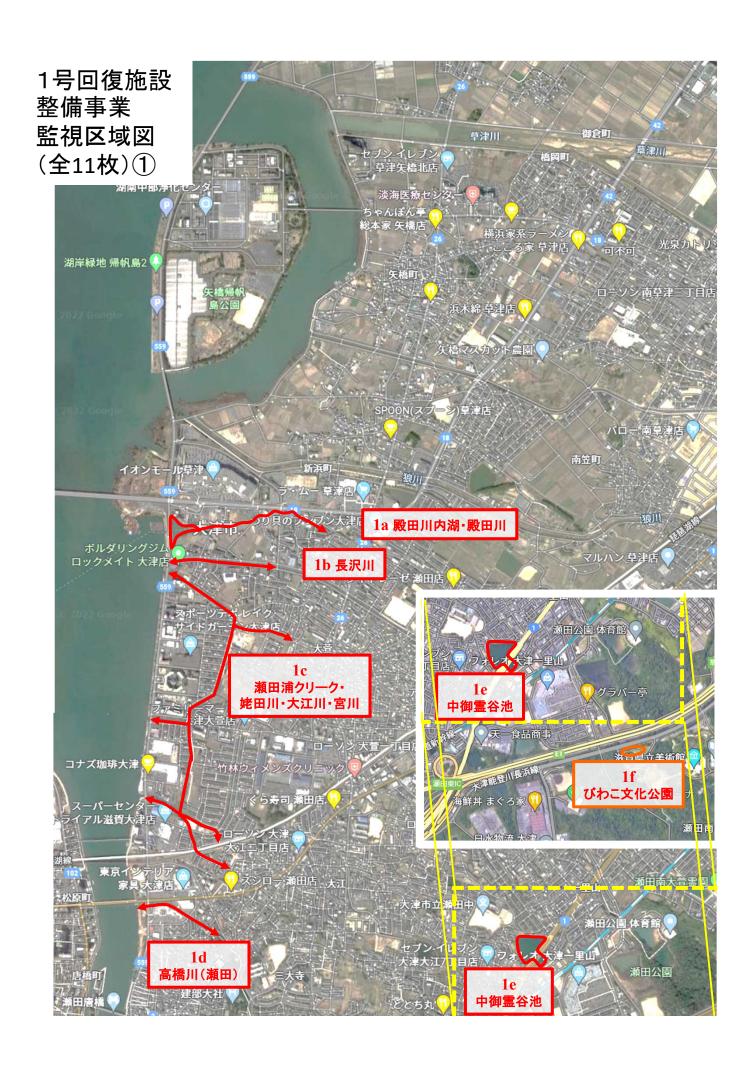
- ① 乙は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不 当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨 害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速や かに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う。
- ② 乙は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により所轄警察署に届け出るとともに、甲に報告する。また、乙は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行う。
- ③ 乙は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、甲と協議する。

7. 滋賀県暴力団排除条例の施行に伴う誓約書および役職員名簿の提出について

- ① 滋賀県暴力団排除条例が平成23年8月に施行されたことに伴い、乙は、甲より役職員名簿の提出を求められた場合には速やかに提出するとともに、誓約書および役職員名簿を滋賀県警察本部に提供することに同意する。
- ② 乙は、業務の一部を再委託する場合には、再委託先からの暴力団の排除を図るため、乙は 再委託先からも誓約書の提出を求め、甲に提出する。

8. 疑義

乙は、本業務を遂行する上で疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議する。



1号回復施設整備事業 監視区域図(全11枚)②





1号回復施設整備事業 監視区域図(全11枚)④





1号回復施設整備対策事業 監視区域図(全11枚)⑥



1号回復施設整備事業 監視区域図(全11枚)⑦

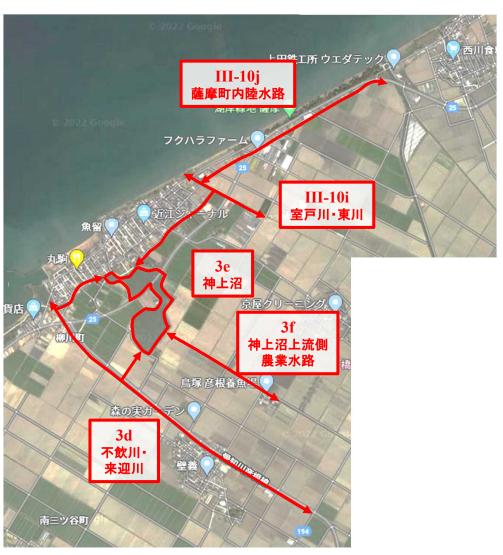




1号回復施設整備事業 監視区域図(全11枚)⑧

10. 北湖東側内陸: 彦根市南部





1号回復施設整備事業 監視区域図(全11枚)⑨



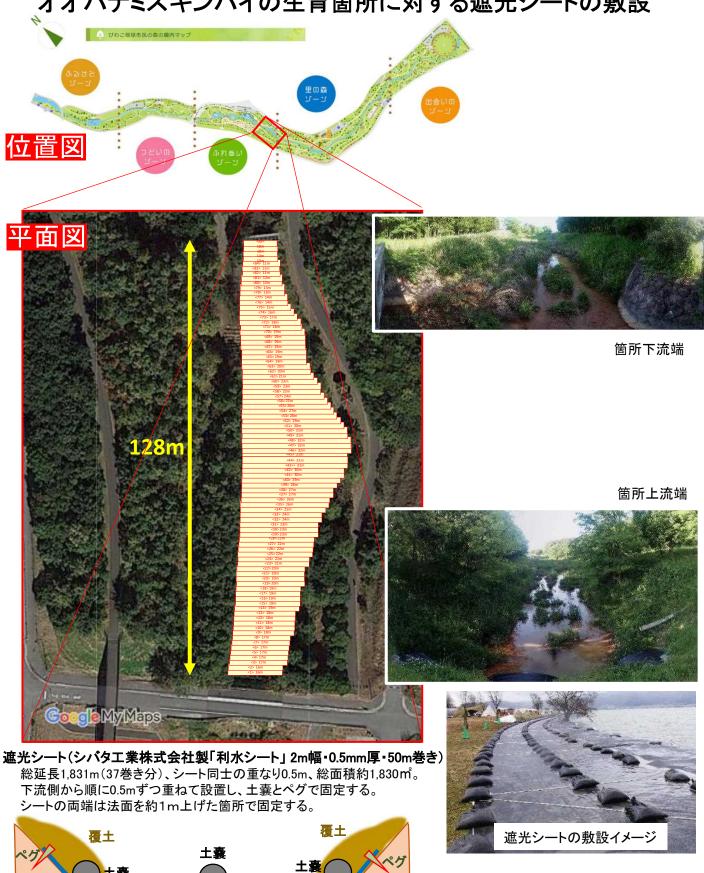
1号回復施設整備事業 監視区域図(全11枚)⑩



1号回復施設整備事業 監視区域図(全11枚)⑪



びわこ地球市民の森「ふれあいゾーン」上流端におけるオオバナミズキンバイの生育箇所に対する遮光シートの敷設



法面

遮光シート

河床

断面模式図

中御霊谷池(大津市大江七丁目)における遮光シート敷設範囲





中御霊谷池における遮光シート敷設範囲は地図上で約500㎡。 土地所有境界となっている立木をそのまま囲うようにシートを敷設する必要があり、 2m幅のシートを平均50cm重ね1.5m幅で用いるとして、必要なシート延長は 500÷1,5 = 333m となり、20m巻きのシートが17本必要となる。

